

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら学び、つながり、ともに高め合う子どもの育成」を教育目標としており、子ども一人一人を尊重した授業づくり、集団づくりに重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。「学校いじめ防止基本方針」については、必ず入学時、各年度の開始時に児童や保護者、関係機関等に説明し、理解を得ていく。

2 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）と当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

(2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様がある。いじめられている本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かは、表面的又は形式的に判断することなく、児童生徒の立場に立って、表情や様子をきめ細かく観察する必要がある。「心身の苦痛を感じているもの」といったように限定して解釈することのないように努めなければならない。

例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。その中には、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じる可能性があり、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮した上で、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、いじめ・不登校担当教員、人権教育担当教員、道徳教育推進教員、特別支援教育コーディネータ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

(別紙)

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校対策委員会は「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して機能しているかを校内に設置した組織において点検するとともに、学校評価の評価項目に位置付け、児童や保護者、地域関係者等の意見を取り入れながら、PDCA サイクルにより必要に応じて見直していく。

- 6 いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等を教職員全体で共通認識する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことである。また、いじめは刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうる行為である。

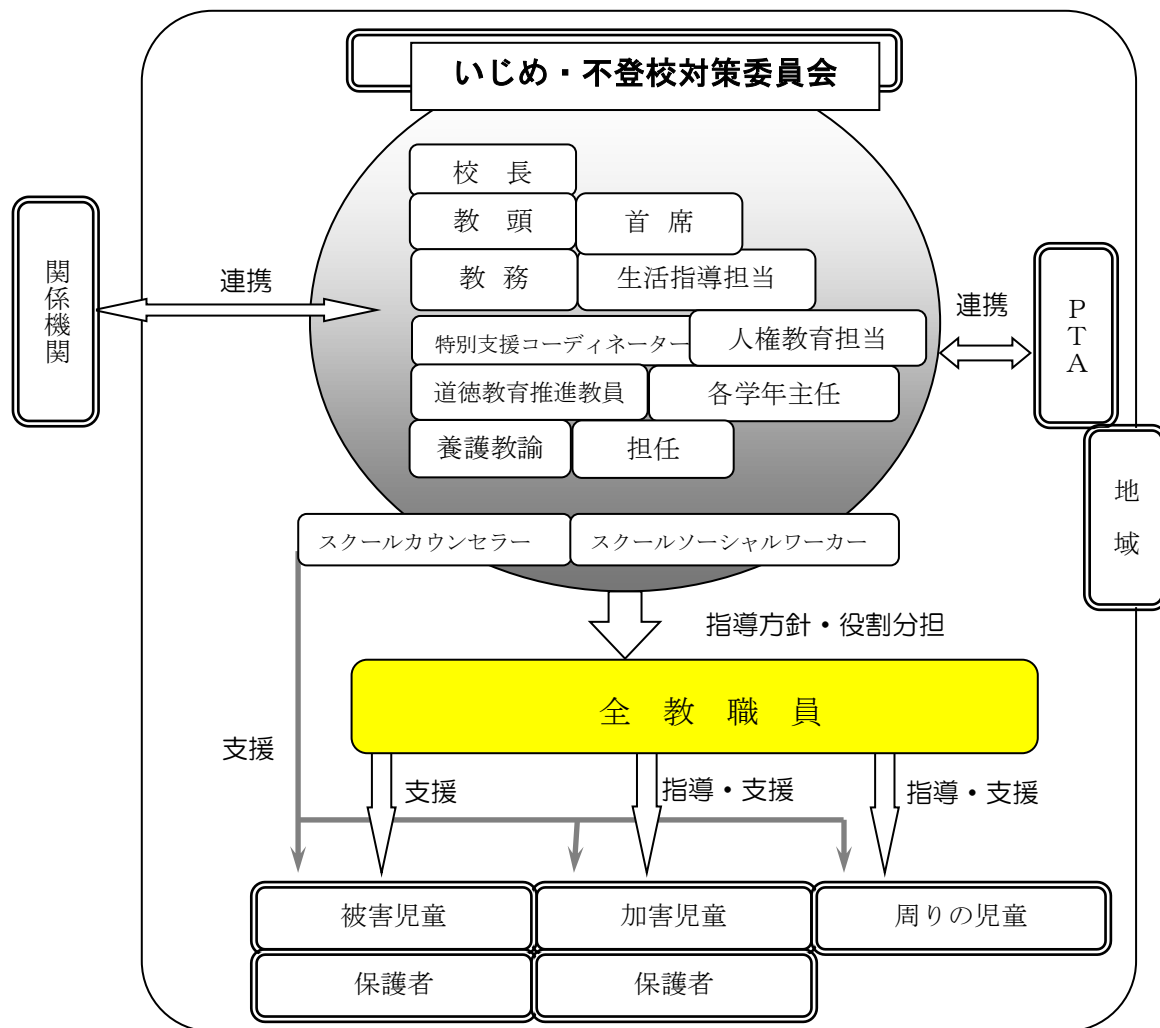
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのため、本校では以下のような重点目標のもと、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

- (1) 日常の教育活動において、教職員と児童の信頼関係を深めながら、一人一人の内面にふれるきめ細かな指導に努める。
- (2) 基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、正しい判断力を養い、学校生活に必要な道徳性を養う。
- (3) 互いに認めあう学級づくりをもとに、人権を尊重する精神を育む。
- (4) 学校・家庭・地域社会との連携を密にし、自己実現をめざす健全な児童の育成に努める。
- (5) 人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組、情報モラルを身につけさせる指導を行う。

2 いじめ防止のための学校体制



3 いじめの防止のための取り組み

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、校内研修を実施し、いじめに対する正しい知識や予防や対処についての実践力を養う。

児童生徒に対しては、いじめに関するアンケートや個人面談を通して、早期発見、迅速な対応に努める。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのため、学校の教育活動全体を通じて、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。また、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等を育む指導に努める。特に心の教育を通じて、これらの指導の充実を図っていく。また、奉仕活動、自然体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊

かなものとする教育活動も取り入れていく。

(3)いじめが生まれる背景を踏まえた上での指導上の注意。

- ① 学級や学年等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ② 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、わかりやすい授業づくりを進め、一人一人の個に応じた指導の方法を工夫する。
- ③ 児童一人一人が存在感を持ち、共感的な人間関係を育み、自己実現を図っていける人間関係づくりを進めていくことで、児童一人一人が活躍できる集団を構築する。
- ④ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4)自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供する。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫したり、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けていく。

(5)児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童自身が主体的に考える取り組みやいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。例えば、ロールプレイなどを取り入れ、被害者や加害者の立場に立ってそれぞれの気持ちを考えたり、児童会による「いじめをゆるさないぞキャンペーン」などにより、いじめについて主体的に考える場を設ける。

(6)すべての教職員がささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずすべていじめ・不登校対策委員会に報告・相談すると共に、いじめ・不登校対策委員会において適切な情報の集約と複数の教職員による共有を図る。また、児童生徒に対しても傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めるための具体的な行動をとる重要性を理解させる指導も行う。

(7)いじめが解消したとしても、いじめに関する情報共有や報告を積極的に行う。

(8)いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしい

と考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そのために、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するように努める。

2 いじめの早期発見のための取り組み（措置）

(1)実態把握の方法として、定期的なアンケートは年に2回実施する。

定期的な教育相談としては、毎月行われる生活指導委員会の中で実施するが、緊急性を要する事案に対しては臨時で開催する場合もある。

日常の観察として、各担任、養護教諭を中心に、児童の些細な変化についても情報を共有していく。

(2)保護者と連携して児童生徒を見守るため、PTA 行事や家庭訪問、学級懇談会、個人懇談会、ホームページや学校便りを通じてコミュニケーションを図り、信頼関係を構築していく。

(3)児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、外部の専門家の活用を図る。

(4)ホームページや学校通信等により、相談体制を広く周知する。

各学期末に、いじめ・不登校対策委員会の検討会議を開催し、システムが適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5)教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、守秘義務を守るよう、教職員間で周知徹底する。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや

教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ	レベルⅤ
管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル	管理職・生徒指導部(担当)を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル	警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル	教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル	学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1)いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2)教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ・不登校対策委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3)事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4)被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6)学校が最大限の努力をしても問題行動の改善が見られず、他の児童の教育が妨げられていると判断した場合、校長は市町村教育委員会に対してその旨を報告するとともに、出席停止の意見具申等を行う。

市町村教育委員会は、出席停止の措置を適用する要件があると認められた場合、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1)いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1)速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2)事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3)いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1)いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてい

た「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2)いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会や木島っ子まつり、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1)ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

掲示板等への誹謗・中傷等の対応について

掲示板等に誹謗・中傷が書き込まれていた場合は、以下の流れで対処する

- ① 「ネット上のいじめ」の発見
- ② 書き込み内容の確認と保存
- ③ 掲示板等の管理者に削除依頼および開示請求
- ④ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

※上記②～④の対応で困った場合は、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。

- (2)書き込みへの対応について

メールやラインは、掲示板のように不特定多数の人々ではなく、自分と関わりのある限られた人々を対象としたコミュニケーションツールである。

そのため、相手を傷つけるような言葉が書き込まれていたり、不適切な画像や動画がアップロードされていたりしても、発見が遅れることがしばしばある。児童には、正しいメールやラインの利用方法を指導するとともに、その中で問題が生じた場合には、すぐに大人に相談するよう伝えておかなければならない。また、保護者に対しても、携帯電話やパソコンの使い方について、児童と約束やルールを決めておくように啓発していくことが必要である。

(3)情報モラル教育の推進について

主に総合的な学習の時間を利用して、低学年から系統的に実施していく。特に高学年の児童に対しては、インターネットやメール等の使い方について、警察署や携帯電話会社の方、ICT 支援員などをゲストティーチャーとして招き、実例を示しながら、正しい使用方法やトラブルに巻き込まれないための留意点について指導してもらう。また、教職員に対しても校内研修を行い、児童が使用しているパソコンや携帯電話の機能、注意すべき点等についての理解を深めていく。

7 いじめの解消とは

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等の対処プランを策定し、確実に実行する。

8 重大事態への対処

1 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下のようなケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

3 重大事態の調査

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識を有する者であって、当該いじめ事案と関わりを持たない第三者からなる組織を設け、調査を行う。

- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート等を行い、客観的な事実関係の把握を行う。その結果については速やかに調査委員会に報告する。

- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

いじめを受けた児童及び保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。